

巡回チェック（2022年度認証事業者・希望分）実施結果一覧

【インセンティブ*適用期間：2023.12.27～2025.12.26】

合格事業者(28社)

地域	申込み番号	会社名	住所	認証単位	認証段階	巡回チェック営業所	実施日	評価
東北 (2)	SR5012-002	株式会社デイリーサービス	福島県 福島市さくら 一丁目2番地の9	事業者全体	二つ星	本社営業所	9/26	合格
	SR1505-002	株式会社 太陽流通サービス	福島県 いわき市常磐岩ヶ岡町 沢目 32	事業者全体	二つ星	本社営業所	10/6	合格
関東 (20)	SR7084-002	株式会社ウナン	栃木県 宇都宮市屋板町 1511番地1	事業者全体	二つ星	本社営業所	10/2	合格
	SR8937-002	日本中央交通株式会社	群馬県 高崎市島野町 1332	事業者全体	二つ星	本社営業所	10/18	合格
	SR3252-003	十王自動車株式会社	群馬県 伊勢崎市末広町 173番地2	事業者全体	二つ星	伊勢崎営業所	10/13	合格
	SR3252-004	十王自動車株式会社	群馬県 伊勢崎市末広町 173番地2	事業者全体	二つ星	伊勢崎営業所	10/13	合格
	SR6812-002	ペがさず物流株式会社	茨城県 下妻市大宝 506-3	事業者全体	二つ星	本社	9/29	合格
	SR9476-002	三共運輸株式会社	埼玉県 さいたま市岩槻区東岩槻 1-2-1 齊藤ビル 2F	事業者全体	二つ星	本社	10/17	合格
	SR7229-002	株式会社関宿急便	千葉県 野田市木間ヶ瀬 3772	事業者全体	二つ星	本社・本社営業所	10/2	合格
	SR2864-002	京成バス株式会社	千葉県 市川市八幡 3-3-1	事業者全体	二つ星	金町営業所	10/5	合格
	SR0850-002	株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本	千葉県 市原市玉前西 3-4-24	事業者全体	二つ星	千葉営業所	10/12	合格
	SR6169-002	東京交通興業株式会社	東京都 千代田区有楽町 1丁目2番12号	事業者全体	二つ星	深川営業所	10/18	合格
	SR8904-003	有限会社 鶴田運送店	東京都 港区浜松町 1丁目2番7号 鶴栄ビル 2階	事業者全体	二つ星	本社	9/8	合格
	SR3030-002	株式会社 三芳エクスプレス	東京都 江戸川区南小岩 4-11-1 生沼ビル 3階	一部都道府県	二つ星	市川営業所	10/30	合格
	SR5732-002	S Bフレームワークス株式会社	東京都 江東区青海 三丁目4番19号	事業者全体	二つ星	本社営業所	9/7	合格
	SR9613-002	トヨーエクスプレス株式会社	東京都 大田区矢口 3-7-13	一部都道府県	二つ星	本社	10/19	合格
	SR1508-002	葵交通株式会社	東京都 杉並区和田 1-1-9-9	事業者全体	二つ星	本社営業所	9/15	合格
	SR8999-002	株式会社アイティータクシー	東京都 杉並区和泉 1-33-8	事業者全体	二つ星	本社	10/23	合格
	SR7044-002	小田急交通南多摩株式会社	東京都 多摩市落合 1-13-5	事業者全体	二つ星	本社営業所	10/13	合格
	SR3142-002	夏島運輸株式会社	神奈川県 横須賀市浦郷町 5-2931-68	一部都道府県	二つ星	本社営業所	10/10	合格
	SR3856-002	藤沢タクシー株式会社	神奈川県 藤沢市川名 一丁目9番27号	事業者全体	二つ星	本社	9/27	合格
	SR3994-002	相和交通 有限会社	神奈川県 相模原市中央区小町通 2-11-2	事業者全体	二つ星	本社	9/14	合格
中部 (6)	SR5877-002	株式会社 池田商事	静岡県 三島市徳倉 3丁目1番16号	一部都道府県	二つ星	八代事業所	10/16	合格
	SR1029-002	ニュートランスポート株式会社	静岡県 富士市伝法 458番地の1	事業者全体	二つ星	本社	10/5	合格
	SR8542-002	静岡ひかりタクシー株式会社	静岡県 静岡市葵区新伝馬 3丁目1番5号	事業者全体	二つ星	本社営業所	9/29	合格
	SR0005-002	鈴与自動車運送株式会社	静岡県 静岡市清水区興津清見寺町 1375-51	事業者全体	二つ星	本社(清水支店清水営業所)	10/16	合格
	SR7333-002	翔運輸株式会社	静岡県 磐田市駒場 7110	一部都道府県	二つ星	竜洋営業所	10/3	合格
	SR1602-002	武石流通株式会社	長野県 長野市真島町真島 1170-1	事業者全体	二つ星	本社	10/10	合格

* 国土交通省における新たなインセンティブ導入により、申請時に巡回チェックを希望された事業者のうち、巡回チェックを行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定が適用になります。適用期間につきましては、原則、巡回チェックの結果を認証事業者に通知した日から2年間ですが、最終的には国土交通省の判断となります。なお、認証事業者が登録証書の有効期間終了時点で本認証制度を継続しない場合は、巡回チェックの結果を認証事業者に通知した日から登録証書の有効期間終了までとなります。

本インセンティブに関する詳細については、国土交通省までお問合せください。

連絡先：国土交通省物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官室 03-5253-8563(直通)